

関西電力提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する
当社の考え方について

平成17年7月14日

関西電力株式会社

工事の着手には、電柱の添架手続きのみならず関係法令、電柱土地所有者様の承諾など事業者様の責任においてご準備頂く事項がございます。
従来、トラブル防止の観点からこれら関係書類も確認しておりましたが、事業者様が自社の責任において実施して頂けるという前提で、包括契約に加え簡素化をご提案いたします。

[簡素化のポイント]

添付書類について、様式の統合や事業者様責任の範疇について確認を簡素化する。
(例えば、1軒毎の民地承諾書など極力書類の提出を求めない。)

[期待される効果]

共架申請処理手続きと事業者様責任で対応すべき手続きの併行処理が可能となり、全体として早期着工が可能となる。

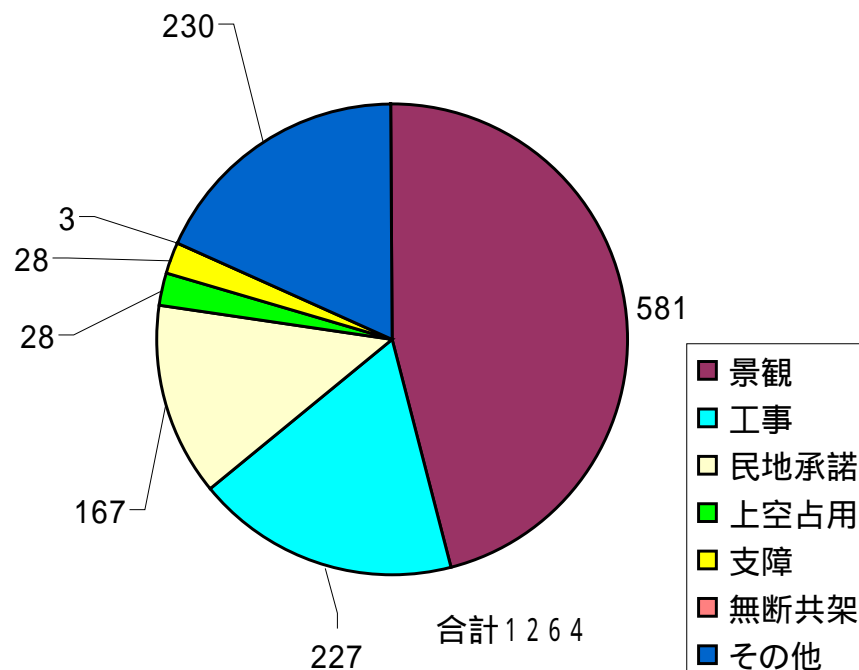
事業者様の対外折衝の進展に応じて臨機に工事着手が可能となります。

ただし、事業者様の不履行によるトラブルが発生する場合には、電柱所有者による確認をさせて頂くこととなります。

添架物件に関するお客さま申出の状況

平成16年度における主な項目

主な内容



景観

- ・ケーブルが増え景観が悪くなった。
- ・ケーブルが窓、ベランダから見え目障りである。電柱自体を撤去してほしい。
- ・ケーブルが垂れている。

工事

- ・家の前の電柱に連絡もなく昇っている。
- ・付近の電柱で工事を行っているが、付近住民や自治会等に事前連絡して了解を得るべきではないのか

民地承諾

- ・電柱用地は許可したが、それ以外の線が勝手に張られている。
- ・共架者が電柱利用の承諾を求めに来たが詳しい説明がない

上空通過

- ・敷地に通信線が入っている。

・電柱の維持には、土地所有者様をはじめ、近隣の皆様のご理解を得ることが不可欠です。
・添架設備においても景観への配慮を含め、トラブルのない設備構築についてご協力をお願い致します。

電力会社所有の電柱をご利用頂くにあたり、設備情報面での事業者様とNTT様との同等性については、下記の理由により現段階においても確保されているものと考えられます。

弊社とNTT西日本様の間において、電柱に関する情報(電柱位置、用地など)を相互に提供(共有)しているものは電子的あるいはペーパー的にもありません。

道路拡幅など大型の電柱移設工事や無電柱化などの情報については、弊社ならびにNTT西日本様それぞれが、地域の会議体に参画することで知り得たものであり、相互に情報提供(共有)しているものではありません。

電柱の支障移設等に伴うNTT西日本様への移設依頼についても、発生都度を実施しており、他の添架事業者様と同様です。

尚、弊社においても電柱を電子マップ上でも管理しておりますが、ベースマップは著作権の問題もありご提供致しかねます。

電柱位置情報等の提供については実績がないことと、弊社独自の位置情報となっていることから、事業者様での実用上の問題有無も含め個別に相談させて頂きたいと考えます。